第 成 三 T + 三 四 百 年 八 띠 十 四 号

刊

(1)

増

示 (第七百 号

目

次

告

○福岡県森林審議会規程の 部を改正する告示

林業振興課)

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の 再 掲

人事委員会事務局給与公平課)

一部を改

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局給与公平課) ·····

## 告 示

# 福岡県告示第七百二号

福岡県森林審議会規程の 部を改正する告示を次のように定める

平成二十四年四月六日

岡県 和事 小 Ш 洋

福岡県森林審議会規程の 一部を改正する告示

福岡県森林審議会規程 昭和 一十六年十二月福岡県告示第八百四十七号) 0)

一部を次

のように改正する。

第六条中 「森林保全課」 を 「林業振興課」に改める。

### 附 則

公布の日から施行する。

の告示は、

再 掲

福岡県公告式条例 昭 和 一十五年福岡県条例第四十六号) 第五条第 項にお 13 て準用

1

月 六 日 する同条例第二条第一 福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の 一項ただし書の規定により掲示したものを、 部を改正する規則を制 ここに再掲する。

ここに公布す

平成二十四年三月二十八日

福岡県人事委員会委員長

簑

田

孝 行

# 福岡県人事委員会規則第三

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則 0) 部を改正する

### 規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施 行規則 (平成十一 年福岡県人事委員

会規則第十八号) 0) 部を次のように改正する。

附則を附則第 (施行期日) を付し、 附 則に次の

項を加える。

(条例第三条第十六号に掲げる作業に係る手当の特例

2

二千五百円	七 条例付則第二項第四号の作業
千円	六 条例付則第二項第三号の作業のうち屋内において行うもの
五千円	五 条例付則第二項第三号の作業のうち屋外において行うもの
二千円	四 条例付則第二項第二号の作業のうち屋内において行うもの
一万円	三 条例付則第二項第二号の作業のうち屋外において行うもの
五千円	いて行うもの ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
二万円	条例付則第二項第一号の作業のうち二に掲げるもの以外のもの
手当額	作業內容

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 [作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号

総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)

福岡県 総務部 久 野 印 刷

株式会社(電話092-262-5726)

同項に見出しとして「

条例付則第二項各号に掲げる作業に従事したときは、 作業に従事した日一日につき

次の表の上欄に掲げる作業内容に応じ、 それぞれ同表の下欄に定める手当額 以

この項において 「特例手当額」 という。 を支給するものとする。 この場合にお

当該作業が別表に掲げる作業のいずれかに該当するときは、 当該作業に係る手当額

と特例手当額との合計額を支給するものとする

負担を与えると人事委員会が認める作業内容に従事したときは 項の表作業内容の欄の一又は三に掲げる作業内容に従事した場合で心身に著し 当該作業内容に係る

3

前

する張り付け警戒の作業

暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対

暴力団から危害を被るおそれのある者に対する張り付け警戒の作業

日額

820円

を加算して支給するものとする。 手当額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額

- 4 以上の作業内容に従事したときは、 か一の手当額を当該作業内容に係る手当額とする 同一勤務日において、 附則第二項の表作業内容の欄に掲げる作業内容のいずれか二 当該作業内容に係る手当額のうち最も高いいずれ
- 5 前三項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。 日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業内容に係る手当の額は 附則第二項の表作業内容の欄の三、五又は七に掲げる作業内容に従事した時間が
- 6 容に係る手当額にその百分の百に相当する額を加算して支給するものとする。 場合で、東日本大震災に対処するため引き続き五日以上従事したときは、当該作業内 別表第十六号の作業の項作業内容の欄の一から三までに掲げる作業内容に従事した

別表第六号の作業の項中

		統器犯罪捜査作業		
5 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張り付け警戒の作業	4 2に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	3 1に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	2	1 銃器(銃器と思料されるものを含む。)を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業又は人質立てこもり事件における人質救出若しくは当該犯行現場の直近において行う犯人説得の作業
田館		田鶴		田額
820 円		1,100 円		1,640 円

			<b></b>		
	5	4 2に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	3 1に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	2 銃器を使用した犯人又は銃器(銃器と思料される ものを含む。)を所持している犯人の逮捕の作業	1
	豆蔻	ロ 新	豆		日額
	020	90 H	1,100円		1,640円
_	_		を		

			暴力団犯罪対策及 び銃器等犯罪捜査 の作業
7 5 に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	6 4に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	5 銃器等を使用した犯人又は銃器等(銃器等と思料されるものを含む。)を所持している犯人の逮捕の作業	4 銃器、爆発物その他人事委員会が認めるもの(以下「銃器等」という。)(銃器等と思料されるものを含む。)を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業又は人質立てこもり事件における人質救出若しくは当該犯行現場の直近において行う犯人説得の作業
日額		日額	日額
820円		1,100円	1,640 円
_			12

改め、 に加える。 同表の備考中7を8とし、2から6までを3から7までとし、 1の次に次のよう

いう。 防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第15条第1項に規定する対立抗争を この表において「暴力団の対立抗争事件」とは、暴力団員による不当な行為の

### 附 則

(施行期日等)

- 1 月一日から施行する。 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成二十四年四
- 2 当に関する条例の施行規則の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。 この規則(別表の改正規定を除く。)による改正後の福岡県警察職員の特殊勤務手

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。 福岡県公告式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用

# 福岡県人事委員会訓令第一号

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

事 務 局

平成二十四年三月二十八日

動警戒の作業

暴力団から危害を被るおそれのある者に対する流

日額

560 円